

No. 7

令和5年（3月）

第1回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 1 2 号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例	企 画 課	1
第 1 3 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例	庶 務 課	2
第 1 4 号	熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例	消 防 総 務 課	4
第 1 5 号	熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例	職 員 課	5
第 1 6 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職 員 課	7
第 1 7 号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	8
第 1 8 号	熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する 条例	農 業 振 興 課	9
第 1 9 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例	経 営 課	1 0
第 2 0 号	熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部 を改正する条例	警 防 課	1 1
第 2 1 号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関 する条例の一部を改正する条例	警 防 課	1 2
第 2 2 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例	保 育 課	1 4
第 2 3 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	1 5
第 2 4 号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保 育 課	1 8
第 2 5 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例	生 活 福 祉 課	2 1
第 2 6 号	熊谷市地方創生応援基金条例	企 画 課	2 4
第 2 7 号	熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条 例	職 員 課	2 6
第 2 8 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事)	ス ポ ー ツ 観 光 課 (契 約 課)	2 8

第 2 9 号	熊谷市総合振興計画基本構想の変更について	企 画 課	2 9
第 3 0 号	市道路線の認定について	管 理 課	3 0

議案第 1 2 号

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例

熊谷市行政組織条例（平成 1 7 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総合政策部の項中第 8 号を削り、同条産業振興部の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 観光に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

観光施策の推進による商業振興の充実強化を図るため、観光に関する事務を産業振興部の分掌事務としたいので、この案を提出するものであります。

議案第 13 号

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例

熊谷市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、消防長」を加える。

第 7 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 9 条第 3 項中「。以下「非公開等の決定」という」を削り、同条第 4 項中「実施機関は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは」を「第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは」に、「60 日」を「45 日」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求を受けた日から 45 日以内にその全てについて第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前

項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの行政情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政情報について第1項の決定をする期限

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた第6条第1項の規定による公開の請求については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

情報公開請求に対する決定期限及び非公開情報に係る規定の整備等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 4 号

熊谷市職員定数条例の一部を改正する条例

熊谷市職員定数条例（平成 1 7 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「2 4 7 人」を「2 7 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

職員の定年年齢の引上げに伴い、消防力を安定的かつ継続的に確保するため、消防職員の定数を改めたいので、この案を提出するものがあります。

議案第 15 号

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 17 年
条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名中「手続及び効果に関する」を削る。

第 1 条中「第 28 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「効果」の次
に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（失職の特例）

第 5 条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係
る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者
については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その
職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の
執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日その職
を失う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

2 熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）
の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関
する条例」を「熊谷市職員の分限に関する条例」に改める。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方公務員法」に基づく職員の失職の特例を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 16 号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「）が 18 日」を「第 14 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（熊谷市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 14 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第 14 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

退職手当の支給対象となる職員とみなされる者の要件を緩和したいので、この案を提出するものであります。

議案第 17 号

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 5 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われた児童であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第 8 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「健康保険法施行令」の一部改正等に伴い、出産育児一時金の額の見直し等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 18 号

熊谷市農業振興対策委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市農業振興対策委員会条例（平成 17 年条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「産業振興部農業振興課」を「産業振興部農業政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市農業振興対策委員会の庶務を行う組織の名称の変更を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 19 号

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「18 日」の次に「(1 月間の日数（熊谷市の休日 を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日 の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、 18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」 を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

退職手当の支給対象となる職員の要件を緩和したいので、この案を提出するものであります。

議案第 20 号

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会条例（平成 17 年条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「消防本部警防課」を「消防本部消防総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市消防団員等公務災害補償審査会の庶務を消防本部消防総務課の分掌事務としたいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

（報酬）

第 1 2 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表第 1 により年額報酬を支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第 2 により出動報酬を支給する。

第 1 3 条第 1 項中「水火災」を「災害」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 1 2 条関係）

年額報酬

階級	報酬の額
団長	1 8 0 , 0 0 0 円
副団長	1 3 2 , 0 0 0 円
分団長	1 0 8 , 0 0 0 円
副分団長	8 8 , 0 0 0 円
部長	7 2 , 0 0 0 円
班長	6 2 , 0 0 0 円
団員	5 6 , 0 0 0 円

別表第 2（第 1 2 条関係）

1 日当たりの出動報酬

種別	要件	報酬の額
災害	4時間未満の職務に従事した場合	4,000円
	4時間以上の職務に従事した場合	8,000円
警戒	警戒等の職務に従事した場合	1時間につき 1,000円
訓練	訓練の職務に従事した場合	3,000円
指導	4時間未満の職務に従事した場合	4,000円
	4時間以上の職務に従事した場合	8,000円
その他の職務	その他団長の招集命令による職務に従事した場合	1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出動した職務について適用し、同日前に出動した職務については、なお従前の例による。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

非常勤消防団員の報酬として新たに出動報酬を設けるとともに、規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 22 号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条を次のように改める。

第 27 条 削除

第 36 条第 3 項及び第 37 条第 3 項中「及び第 8 条第 2 項」を「、第 8 条第 2 項及び第 27 条」に改める。

第 53 条及び第 54 条第 3 項中「及び第 24 条」を「、第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、懲戒権の濫用に係る規定を削除したいので、この案を提出するものであります。

議案第 23 号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼そ

の他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附則に次の1項を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 1 1 第7条の3第2項の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を

目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、プザ一等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、懲戒権の濫用に係る規定を削除するとともに、自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在確認に関する措置等について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 24 号

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者

の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とある

のは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定に関する措置等について定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 25 号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(個人番号の利用範囲)」に改め、同条第 1 項中「事務は、」の次に「別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の」を「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる」に改め、同項ただし書中「法第 19 条第 8 号の規定」を「法の規定」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

本則に次の 1 条を加える。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育		

	医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人番号を利用できる事務として、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 26 号

熊谷市地方創生応援基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に要する経費の財源に充てるため、熊谷市地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月27日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に要する経費の財源に充てるため、熊谷市地方創生応援基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

熊谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。次条において「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長、法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この条において「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（以下この条において「基準給与年額」という。）に 6 を乗じて得た額
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 基準給与年額に 4 を乗じて得た額
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 基準給与年額に 2 を乗じて得た額
- (4) 職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 基準給与年額

(委任)

第 3 条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「地方自治法」の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 28 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市江南中央二丁目 3 番地 1 |
| 3 | 概 要 | (1) 耐震補強
(2) 外壁改修
(3) 屋上防水改修 |
| 4 | 契 約 金 額 | 238,700,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 熊谷市上根 102 番地
田部井建設株式会社
代表取締役 田部井 俊 一 |

令和 5 年 2 月 27 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立江南体育館耐震補強建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第 29 号

熊谷市総合振興計画基本構想の変更について

熊谷市自治基本条例（平成 19 年条例第 30 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定により、熊谷市総合振興計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第 30 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

未認定の道路を市道路線として認定したいので、この案を提出する
ものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 50880 号線	上之字西ノ裏 1 8 0 9 番 2 0 地先	
		上之字西ノ裏 1 8 2 2 番 5 地先	

